

## 電子システム ( MCTS ) による機械品目表承認の基準と方法 :

### Por. 8 / 2544 ( 2001 年 )

第 28 条と第 29 条の特恵で輸入する機械品目表の電子システム (MCTS) による承認を明確化するために、投資奨励委員会の委任を受けて、事務局は 1977 年投資奨励法第 13 条により、電子システム (MCTS) による機械品目表承認の基準と方法を告示する。

1. 投資奨励を認可された企業は機械の輸入税の減免特恵を適用する前に、事務局指定の書式と方法で、機械品目表の承認申請をしなければならない。
2. 事務局は機械品目表を受理してから、60 日以内に審査・承認を終える。
3. 2 項で承認された機械品目表の変更について、事業内容が本質的に変わらない場合、事務局は 3 回まで変更を許可する。変更届を受理してから、30 日以内に審査・承認を終える。
4. 2 項で承認された機械品目表の変更を申請した後、事業計画の変更を許可されたことによって、機械品目表が変更になった場合、事務局は決められた基準と方法に従って、機械品目表の改訂を承認する。
5. 本基準は 2001 年 11 月 1 日以降に投資奨励を認可された事業に適用する。2001 年 11 月 1 日より前に投資奨励を認可された事業は 2002 年 6 月 30 日から適用する。
6. 本告示で判断できない問題は BOI 事務局長の判断に従う。

告示日 2001 年 11 月 1 日

署名 チャクラモン・パーサクワニッチ  
投資委員長官